

議案第 1 号

淡路市犯罪被害者等支援条例制定の件

淡路市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 1 6 年法律第 1 6 1 号)に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等への支援を実施する民間の団体その他の犯罪被害者等への支援に関係するものをいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等により犯罪被害者等が直接受ける被害のほか、うわさ、中傷、報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穩の侵害等をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が平穩な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等の心情及び置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行わなければならない。

2 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することの

ないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限の配慮を行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、関係機関等と連携し、犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等への支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等への支援に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(支援金の支給)

第8条 市は、犯罪等の被害による犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金として支援金の支給を行うものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事援助を行う者の派遣及び一時保育の利用について支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民及び事業者の理解を深めるため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について、広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。